

7 練教教指第 1947 号
令和 7 年 7 月 9 日

練馬区立学校園へお子様を通わせている
保護者の皆様へ

練馬区教育委員会事務局 教育振興部
教育指導課長 佐藤 永樹

学校園における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について

日頃から練馬区の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境省では、都内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35 に達する場合は、過去に例のない危険な暑さにより、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから「熱中症特別警戒アラート」を発表することとしています。

これを受けて練馬区では、本アラートが発表された際には、下記の通りの対応といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 本アラート発表時の対応について

環境省から「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、原則として、翌日は臨時休業とします。そのことを区から保護者に対して一斉に連絡します。

また、夏季休業中に本アラートが発表された際も、同様の扱いとなります。

ただし、以下の場合は、内容を検討して、実施することを可能とします。

- ・移動教室および修学旅行等の宿泊行事

2 幼児児童生徒の外出について

本アラート発表時は、過去に例のない危険な暑さにより、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、幼児児童生徒の生命を第一に考え、外出を控えるようお願いいたします。

なお、学童クラブについては、台風時の対応と同様、朝から保育をいたします。

本アラートは「熱中症予防情報サイト（環境省）」から確認することができます。

今後とも、練馬区立学校の教育活動にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

練馬区教育委員会教育振興部教育指導課
電 話 5 9 8 4 - 5 7 5 9